

令和3年度第7回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和3年7月20日（火）13：15～14：22
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員
<事務局>
長谷川事務局長兼教育次長 山下教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長 藤原学校教育部長
松本教科指導担当部長兼総合教育センター所長 河野児童生徒担当部長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 4名（一般4名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案7件、協議事項3件、報告事項が2件です。

まず非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち教第26号議案及び報告事項1につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。協議事項11及び報告事項2につきましては、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって非公開とすることが適当であると認められるものにそれぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

それでは、以上申し上げました議案等につきましては、非公開といたします。

教第20号議案 令和4年度使用神戸市立中学校及び義務教育学校後期課程教科書の採択について

（長田教育長）

それでは、まず教第20号議案から参ります。令和4年度使用神戸市立中学校及び義務教

育学校後期課程教科書の採択についてです。4月13日の教育委員会会議で承認をいたしました採択要領に基づいて採択について審議をいたします。

まず初めに、調査研究報告書についての報告説明をお願いします。

(堀井教科指導課長)

調査研究報告書総括、以前御説明させていただいていた内容と少し重なっておりますが、改めて全体的なところを御説明させていただきます。令和4年度の中学校の社会、歴史分野の教科書採択につきましては、4月に見ていただいた総括の資料3ページの採択要領に沿って進めさせていただいております。

それで4ページの事務日程に記載のとおり、5月以降、校長、教諭、事務局の指導主事からなる教科書調査委員会を開きまして、対象教科書の調査研究を行った上で教育委員会事務局としてお手元の調査研究報告書を作成いたしましたして、これまで御説明をさせていただいたところでございます。

また、教科書の展示会につきましては、7ページに記載のとおり、今回、採択対象となる教科書を含めまして、広く市民の皆さんに閲覧する機会を設けておりまして、教科書への御意見を頂戴しているような状況でございます。いただいた御意見につきましては、教科書の展示会意見書として御説明、資料提供をさせていただいているところでございます。

続きまして、調査研究報告書総括に続きまして①-1、社会科歴史分野の調査研究報告書につきましては、現在使用中の教科書と新たに検定合格をいたしました教科書と比較しながら、特徴的なところを中心に後ほど改めて御説明させていただきたいと思っております。

(長田教育長)

それでは、ここまでで何か御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。これまでと重なった説明があったかと思いますが、大丈夫ですか。

それでは、続きまして審議に移りたいと思っております。社会科歴史的分野の説明をお願いします。

(小迫教科指導課担当係長)

社会科歴史分野調査研究報告書の記載内容について報告いたします。社会科歴史の授業は135単位時間となっております。調査対象は先ほどもありましたけれども、自由社で現在使用している帝国書院と交互に各観点における特徴的な点を調査報告いたします。

まず、帝国書院の観点アの報告をいたします。教科書14ページ、55ページ、56ページを御覧ください。帝国書院の教科書です。よろしいでしょうか。

55ページになりますが、「確認しよう」を積み重ね、「第何節の問いを振り返ろう」に取り組むことで、知識や概念の積み重ねができ、「各章のまとめ」で時代の大きな特徴を捉えやすくなるように工夫がなされています。

続いて、自由社の観点アの報告をいたします。44ページをお開きください。歴史的な史料は現代文を使用しており、史料理解が進むような工夫がなされております。45ページのほうに17条憲法のほうが書かれております。こちらのことを申しております。

次に、帝国書院の観点イの報告をいたします。58ページを御覧ください。各時代の導入の「タイムトラベル」では、「前の時代と比べて特色を考えよう」という問いを設定し、主体的な活動を通して時代の特徴を大まかに捉えることができるように工夫がなされています。

続いて、自由社の観点イの報告をいたします。147ページをお開けください。各章の最後には「時代の特徴を考える」コーナーが設けられ、歴史の見方の一つである「比較」を用いて、時代の特徴を理解できるように構成に工夫がなされています。

次に、帝国書院の観点ウの報告をいたします。32ページをお開けください。「歴史を探ろう」では、単元で学習した内容をさらに深く学べるページがあり、五色塚古墳の掲載など神戸の中学生にも身近なものとして古墳時代を考えることができるように工夫がなされています。

続いて、自由社の観点ウの報告をいたします。196ページをお開きください。「コラム人物クローズアップ」や「外の目から見た日本」では、日本の姿や日本人の生き方を多面的・多角的に見ることができ、人間性を涵養する工夫がなされています。

報告書の5ページ、6ページになります。次に、帝国書院の観点エの報告をいたします。教科書144ページをお開けください。「多面的・多角的に考えてみよう」というページが設定されており、様々な立場に立って選択・判断する力と資料を読み取る力を養う工夫がなされています。

続いて、自由社の観点エの報告をいたします。教科書17ページと67ページになります。「人物伝記を書いてみよう」や67ページのほうに「ひとこと作文」というところがあります。こちらでは、字数制限を設けた上で、文章としてまとめるような言語活動を充実させる工夫がなされています。

最後に、帝国書院の観点オの報告をいたします。276ページをお開けください。グラフを読み取りやすくするために、背景を白くした折れ線グラフでは線種を変えており、様々な生徒にも配慮がなされています。

続いて、自由社の観点オの報告をいたします。125ページをお開けください。図が大きく比較もしやすいようになっており、図示するイラストは適切に配置され、空白を多く取っているため、圧迫感が少ない紙面構成となるように配慮がなされています。

以上で帝国書院と自由社の報告を終わります。

(長田教育長)

それでは、この件について御質問、御意見はございませんか。

(正司委員)

実務経験が浅い教員もいるんですけど、その方にとって、この教科書の何か特徴とかそういう点があれば教えていただければと思います。

(小迫教科指導課担当係長)

経験の少ない先生に向けてですが、やはり帝国書院のほうは、先ほどもありましたけれども、章の初め、先ほどでいうと、例えば94ページのところ、教科書を開けていただきますと、第3章の近世というところに章の問いというところが設定されております。これは第3章を通した問いになっており、第1節の横には先ほどお話をさせてもらいましたが、節ごとの問いで学習の問いという形で、毎時間の問いが章の問い、節の問いでまとめられていて形で、先生方もその問いに従って授業を進めていくことで、とても授業に関してはしやすいかなと思っています。また、先ほどもありましたけれども、節の最初のほうにはタイムトラベルで生徒がその単元を見通しを持って授業ができるような形ができております。

自由社のほうに関しましては、やはりまとめのページが充実をしているのかなと思っております。知識の定着を目指すような形でされております。例えば100ページから104ページ、自由社を見ていただくと、まとめのページのところが分量も多く、知識の定着や、調べ学習を基に、構成されております。

(正司委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(山下委員)

失礼します。2つあるんですけども、1点がちょうど先々週、中学校の歴史分野の授業を拝見する機会がありまして、大分やっぱり我々の頃とは教え方が変わっているなと思いました。というのも、ちょうど江戸時代のところだったんですけど、我々のときだったら、武家諸法度、この言葉覚えとけよって感じだったんですけど、そうじゃなくて、一番最初に江戸時代は何で長く続いたんだろうという、具体的な年数はちょっと忘れたんですけど、何で何年も続いたんだろうっていう問いがあって、その問いを分割するような形でつくられていて、あとでお話を伺ったら、やっぱり高校入試自体は、兵庫県立高校の入試自体は、それをやっぱり考えさせるものによって変わっていくというようなお話でした。そういった点で、考えさせるという点で、それぞれの教科書の特徴について、もう一回ちょっと教えていただければというのが1点です。

もう一点は、ちょうどその上にもグループワーク、ちょっと話すのは難しいので、タブレット端末を使いながら意見をまとめるというようなことをされてたんですけども、そういったようなことも想定されて、今回、鑑定なり評価なりをしていただいているのかなと思ひまして、その点について、もし何かありましたら補足いただければと思います。

以上です。

(小迫教科指導課担当係長)

帝国書院と自由社の比較の形になるんですけども、この観点で言いますと、観点イの思考力・判断力・表現力等を育成する工夫がなされているというところが、先ほどの考える力の部分になるのかなと思います。先ほどのお話と、重なってしまう部分はあるんですけども、帝国書院に関しましては、章の問いと節の問い、それから、学習の課題というところで、問いを設定した形で構成はされています。さらに単元の最初のほうには、絵で見て主体的に取り組む形ができるということです。自由社に関しましては、先ほどのまとめの部分で力を、ページ数をかけて活用させているという形なのかなと思います。

それから、デジタルの部分なんですけれども、自由社に関しましては、2次元コードのは設定はされておられません。ただ先ほどもありましたけれども、家庭学習や調べ学習のほうに力点が置けるような史料が入れられているということです。帝国書院に関しましては、章の頭のところに、例えば先ほども言いました94ページの上に2次元コードがございます。こちらのほうを取り入れてやっていると、NHK for Schoolや、映像が出るような形で家庭学習や、その興味をひくような動画であったり史料であったりというところが見ることができるように設定がされております。

以上ですが、よろしいですか。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

(梶木委員)

中学校の社会科のいうことで言うと、ほかに公民とか地理とか地図とかの教科書も採択もう既に終わっているんですけども、それらが連携して社会という授業をされることもあろうかと思うんですけども、そのときの学校での使い勝手とか、そういうのがもしあれば教えていただきたいのが1点と、先ほど自由社の教科書は紙面構成に圧迫感がなくてという御説明があったんですけども、そういう意味では、帝国書院はやっぱちょっとこうたくさん入っている感じで圧迫感を感じられるという印象なのではないかということ。とはいえ、この見開きで大きな絵があったりとか地図だったりとかがあるのって、すごく子供たちがいろんな発見が自分でできるので、以前こちら採択したときに、これすごくいいなと私は思ったところなんですけれども、その紙面構成的なこと、ちょっともう

少しお話しただけならなと思います。よろしくお願いします。

(小迫教科指導課担当係長)

先に紙面構成をお話しさせてもらいますと、先ほどもありましたけれども、帝国書院のほうは、やはり史料がたくさん掲載をしてもらっております。だから、そういう意味では、子供たちの興味であったりとか写真を見ての関心、興味をひく部分であったりとかいうところをくすぐるような形での構成になっているのかなあと。多少ちょっと小さかったりとかいうところはあるんですけども、興味をひく形でちょっと工夫をされているのかなと思います。自由社と比べてちょっと厳しい意味で自由社は空白を設けていることを言わせてもらったわけではなくて、一応どちらも史料のほうはいいのかなとは思っております。

もう一つちょっと工夫という形で言っているのかわかりませんが、帝国書院に関しましては、ページ数、紙の材質をちょっと薄くしているような工夫をされていて、ページ数は余り変わらないんですけども、厚さが2社ではやっぱり違うかなと思います。子供たちの負担とかいうところを考えると構成をされている、改良されている部分があるのかなと思っています。重さも大分違うかなというように思います。

地理と公民との連携なんですけれども、自由社に関しましては、地理、歴史とか連携しているところは余り大きく掲載をされているわけではないです。小学校との掲載という部分で、章の頭に小学校で勉強した人物であったりとかいうところが掲載のほうをされております。

帝国書院に関しましては、各ページの下に小学校地理とか公民との関連とかがあっていうところを下に書いてございます。ここではこういうふうな形が出てきますよ、こういうふうな形が勉強しましたよっていうところがメモ的な形ではありますけれども、書かれているというところで連携のほうはきちっとできるような形になっております。よろしいでしょうか。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

そのほかはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、これから投票を行いたいと思います。投票の結果、過半数（4票）を得票した教科書があった場合は、その教科書を採択いたします。3票ずつ同数の場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づき教育長の決するところといたします。

それでは、投票用紙をお渡しいたしますので、最適と思われる教科書会社名に丸印をつけてください。

(教育長、委員が投票、指導主事が投票用紙を回収し集計、集計結果を教育長にお渡しする)

(長田教育長)

それでは、発表いたします。帝国書院6票、よって過半数を超えておりますので、帝国書院の教科書を採択することといたします。ありがとうございました。

教第21号議案 令和4年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科書採択について

(長田教育長)

それでは、教第21号議案に参ります。令和4年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科書採択についてです。それでは、説明をお願いします。

(上野特別支援教育推進担当課長)

特別支援教育課の上野です。よろしくお願いたします。教第21号議案につきましては、別紙及び資料、別冊1、別冊2が資料となります。それでは、お手元の資料に基づいて教科書採択の流れ等につきまして説明をさせていただきます。

まず初めに、資料を御覧ください。教科書採択の流れが図示されております。現在の作業段階は教科書調査委員会の④調査研究報告、⑤調査研究報告書を作成し、⑥の採択の段階となっております。

では、別冊1、調査委員会報告書の1ページ、選定の方針を御覧ください。学校教育法第34条第1項及び学校教育法附則第9条により小中学校義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科書は、(1)①検定教科書、②、③の文部科学省著作教科書、(2)の学校教育法附則第9条の規則による一般図書の3種類があり、これらの中から児童生徒の実態に合わせて選定することとなります。①検定教科書は通常の学級に在籍する児童生徒が使用する教科書のことです。文部科学省著作教科書は②特別支援学校小中学部知的障害者用と③視覚障害者用点字版の2種類があります。6月15日より2週間、市内10か所で実施されました教科書展示会では、例年、特別支援学校で使用している教科書を広く市民に知っていただくために、特別支援学校小中学部知的障害者用である②文部科学省著作教科書、これにつきましては、別冊に目録1の1、2ページにございます計16冊を展示いたしました。今持っておりますのは、中学部の数学と中学用の国語になります。一般的には星印本と呼ばれているものであります。今回の展示では、市民からの意見は特にございませでした。

続いて(2)の一般図書について説明をします。学校教育法附則第9条の規定では、検

定教科書や著作教科書以外の教育用図書を使用することができるといった内容が示されており、特別支援学校、特別支援学級の児童生徒が使用しています。文部科学省ではある一定数以上の需要数がある一般図書について、翌年度の出版予定を調査し、一般図書一覧にして取りまとめ、これまで毎年送付されてきました。しかし、一般図書の採択は児童生徒の実情に合わせて採択されるべき観点等から、令和4年度用より作成及び送付は行われたい通知がありました。そこで今年度につきましては、令和3年度までに教育委員会会議で採択していただきました一般図書を一覧にして取りまとめ、令和4年度使用神戸市一般図書一覧を作成しました。作成しました一覧は363点の教科書が掲載されています。

別冊2、目録集3の縦覧12ページを御覧ください。次年度につきましては、文部科学省が発行する一般図書契約予定一覧、このような冊子になっております。これは全国の自治体から採択された図書を文部科学省が集約したもので約3,600冊あります。この中から神戸市の特別支援教育に係る教科書にしたい図書について小中学校、特別支援学校に調査を行い、需要数の多いもののうち、特に有益と思われる図書に対して調査研究を行い、採択していただく方向で考えております。また、採択とともに図書の内容が時代に合わなくなってきた図書を削除するというのも大切ですので、この際の方法につきましては、他の自治体と情報共有しながら、特に兵庫県教育委員会とは常に情報をいただきながら、適切に運用できるように手順を考えていきたいと思っております。

さて、このたびは4月13日の教育委員会会議で採択されました教科書採択の流れにのっとり、今年度はいぶき明生支援学校中学部より申請された5点の一般図書、教第21号議案別紙につきまして調査研究の結果を報告させていただきます、採択の御審議をいただくこととなります。

調査研究報告について御説明いたします。調査研究の観点は、別冊1、2ページの下段に書いてあるとおりです。①内容観点1から3、②形式の合計4つの観点について調査研究を行いました。その報告を3ページ以降にまとめております。ここで、それぞれの本の特徴的な部分について、事務局の担当より御報告をさせていただきます。

(靱井特別支援教育課指導主事)

失礼いたします。指導主事の靱井です。調査委員会では担当者からいろいろな御意見をいただきました。では、5点の中から特徴のある2点につきまして報告書を基に御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。「小児科医LD児、ADHDのためのゆっくりさんすうプリント、100といくつまでの数」について御説明させていただきます。実物がこちらになります。文字のサイズが大きく見やすく作られておまして、問題にはそれぞれ図や表、グラフを示し、視覚的に理解できるよう工夫されているため、文字や数字だけでは理解が難しい児童生徒も取り組むやすくなっております。また、1ページ内にあります問題の数が少ないために、集中力が持続しにくい児童生徒にとっても達成感を得ることができるよ

うな内容となっております。

続きまして5ページを御覧ください。「六巻、小学3年生長さと重さ、つまり前はこの一冊」についての説明をさせていただきます。こちらがその教科書になります。実寸大の上記のイラストやシンプルな図が挿入されており、視覚支援の必要とする児童生徒にとって具体的にイメージしやすいつくりとなっております。生活に必要な長さ、重さ、深さの関係性に特化した内容となっております。要所になぞり問題が入っているため、学習が苦手な児童生徒にとって理解の手がかりとなり、1人で学習をしようとする意欲がつながっていきます。

以上、代表的な2点につきまして御説明させていただきました。

(上野特別支援教育推進担当課長)

特別支援学校の新学習指導要領では、小学校等の各教科の目標や内容との連続性、関連性が重視されておりまして、それらを踏まえて、このたびいぶき明生支援学校から算数、国語の図書申請となっております。

以上で、令和4年度使用神戸市立小中学校義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小中学部教科書の採択につきまして説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について御質問、御意見ございませんか。

(梶木委員)

すみません。こういうドリルは特別支援学校用に作られているものではないですね。

(上野特別支援教育推進担当課長)

はい。特別支援学校用じゃなく、公文式のこのドリルですね。もうこれは全国の先ほどの契約予定一覧にも42冊入っておりまして、特別支援学校でも小学校の3、4年生までの算数であるとかは、しっかりと習得するために、今多く取り入れるところが多くなっております。

(梶木委員)

何かそういう連携できるといいですね。特別支援学校でうまくいくような、ちょっと話がそれですみませんけれども、非常に分かりやすく書かれているものだなと思いました。

(上野特別支援教育推進担当課長)

ありがとうございます。

(梶木委員)

あと、先ほど見せてもらったときに、これと合わせておはじきみたいな算数セットも使
うんですか。

(上野特別支援教育推進担当課長)

算数セットは特別支援学校では使っていないんですけども。

(梶木委員)

使わないんですか。

(上野特別支援教育推進担当課長)

独自に子供に応じて積み木であったり、おはじきであったり自作、多くの場合は先生方
が自作しております、そういう数の計算認知に使用しております。

(梶木委員)

先ほど文字とかが苦手だっという話で、この紙に書いてあるだけより手を動かしたり何
かするほうがやっぱり分かりやすいんじゃないかな。

(上野特別支援教育推進担当課長)

そうですね。そのとおりだと思います。

(梶木委員)

思いながら、何か教材と合わせてですよ。

(上野特別支援教育推進担当課長)

はい。

(梶木委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(上野特別支援教育推進担当課長)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかに何かございませんか。

どうぞ。

(本田委員)

特別支援学校を一くくりにしても、また様々なお子さんがいらっしゃると思うんですけど、こういったいろいろな特徴を持つ教科書を採用することによって、その方々というか、子供に合ったものを提供するっていうような理解でいいでしょうか。

(上野特別支援教育推進担当課長)

はい。そのとおりです。このたび文部科学省が一般図書一覧を作成せずに、全国の3,600冊から選んでいきなさいという方向性も、もう本当に一人一人に合ったものをきちんと採択しなさいというふうに今動いてるんだなと思います。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、教第21号議案承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第22号議案 令和4年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科書採択について

(長田教育長)

続きまして、教第22号議案に参ります。令和4年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科書採択についてです。

(上野特別支援教育推進担当課長)

教第22号議案は、最終ページを御覧ください。神戸市立特別支援学校高等部教科書採択の流れは、神戸市立高等学校と同様に教科書選定委員会を各校で設置し、選定作業を経て教科書は申請されています。

さて、申請内容について具体的に盲学校の申請書を基に説明をさせていただきます。別冊の教科書に関する申請書30ページを御覧ください。まず検定教科書についてです。1行目の新編現代文Bにありますように、検定教科書は申請書の教科書番号の中に漢字で教科名を表記しています。2行目にも同じ名前の教科書があります。これは上段にあります教

科書の点字版となります。どのようなものか1度前に出ております。左側のほうが拡大本で、中身のほうは非常に大きな文字で拡大もできております。もう一つは点字版になります。

次に一般図書です。教科書番号欄に漢字による教科の表記がない図書が、それに当たります。

次に左端の教科書覧に丸印があるものは、今年度、昨年度と異なり申請された教科書となります。

43ページを御覧ください。43ページの4行目にあります新・こどもクッキングなどが一般図書になります。なお、教科書の横に、この新・こどもクッキングでしたら001と表記されておりますが、このように教科書番号が表記されている一般図書は、令和4年度使用神戸市一般図書一覧に掲載されているものとなります。特徴的な教科書について1つ提示をさせていただきます。

(靱井特別支援教育課指導主事)

70ページの2行目を御覧ください。職業の授業において使用する卒業後の参加・自立を目指したキャリアトレーニング事例集Ⅲ、接客サービス編という本を採択しています。こちらが、そのものの実物となっております。特別支援学校では作業学習という授業がございまして、就労を目指す生徒たちは、この授業で喫茶サービスやビルクリーニングというような授業を行っております。その授業で使用する教科書として採択されており、接客に関する基礎知識からおじぎの角度、グラスの持ち方など、実際に働くことを想定した、より実践的な内容が写真などを用いて分かりやすく学習できるものとして掲載されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(長田教育長)

それでは、この件について御質問、御意見ございませんか。

(今井委員)

点字版の教科書、私、初めて見せていただいたんですけど、結構かさばるんですけど、これは生徒さんたちは持ち帰られるんですか。

(上野特別支援教育推進担当課長)

そうですね。これ全部で12分の1ありまして、全てのこの教科書12冊ありまして、学んでいるところ1冊分ちょっとかさばるんですが、これは持ち帰って学習するということはございます。

(今井委員)

結構じゃ、お荷物多くなられる。いろんな教科も、ほかの教科も持ち運ぶってことですよね。

(上野特別支援教育推進担当課長)

そうですね。なので計画的に今日は国語と数学、夏なんかはもう保護者、もしくは、担任のほうが家庭に届けてっていう形で学習することもあります。

(梶木委員)

すみません。先ほどの学校の接客サービスなんかの教科書をこう見ていると、何か動画のほうが分かりやすいのかなと思ったりもするんですけど、特別支援学校では、そういう動画を見ていろいろ学ぶというのはどれぐらいされているんですか。

(上野特別支援教育推進担当課長)

特別支援学校のほうもICTしっかり入れていただいております、電子黒板であるとかいろんな動画につきましても、私たち学校に視察に行くんですが、この二、三年前も、それぞれ学校は工夫はしていたんですけども、今年度、昨年度を見ましたら、もう圧倒的にそのような機会が増えて、視覚的なものを対応しながら学ぶということができておると思います。

(梶木委員)

特に家庭科とか、やっぱり動きがあったほうが、私たちでも相当分かりやすいものなので、また教科書と併用しながら、学びが変わっていいなと思いました。

(上野特別支援教育推進担当課長)

ありがとうございます。そのとおりだと思います。

(本田委員)

今の質問と同じだと思うんですけども、教科書採択っていうところでは、ちょっとこう見る機会とかはあるんですけど、そのICTだったり、その映像を取り入れるような教科書代わりというんですか、教材としてそういった視覚教材を使う場合は、教科書選定については、また別物ですか。

(上野特別支援教育推進担当課長)

そうですね。別の教材として、はい。学校の予算で購入することもあると思います。

(本田委員)

なので、議論には乗ってこないということになりますか。

(上野特別支援教育推進担当課長)

そうですね。教科書採択の中には、もう教材という位置づけがありますので、はい。

(本田委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほか特によろしいでしょうか。

それでは、この教第22号議案承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第23号議案 神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則に関する市民意見 公募手続きの実施について

(長田教育長)

それでは、続いて教第23号議案に参ります。神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施についてです。それでは、簡単に説明をお願いします。

(市邊学校経営支援課長)

それでは、資料の2ページ目、概要をまとめてございますので御覧いただけますでしょうか。この件につきましては、幼稚園の入園手続きにおける保護者負担軽減の観点から入園申込み時に提出を現在求めております誓約書を廃止したいということでございます。それに伴い神戸市立幼稚園園則の一部を改正する必要がありますので、事前の意見公募をしようとするものになります。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見はございませんか。

はい、どうぞ。

(本田委員)

すみません。その誓約書がこの資料にないんですけど、どういったものが。すみません。説明をお願いします。

(市邊学校経営支援課長)

昭和23年にこの規則ができた際から変わっておりませんが、保護者に対しまして幼稚園の登校園、その他一切に関する責任をもちますというふうに一筆といいますか、一言が入った誓約書でございます。近年は事項説明書ということで、当然園の送り迎えとか保護者にやっていただきますとかして、重要事項につきましては文書で別途やり取りを交わしてございますので、この誓約書がなくなっても、今回は押印の見直しですとかいろんな過去からの文書の見直し、適正化を図る中で、こういった見直しができればということで、今回上げさせていただいております。

(本田委員)

ということは、その重要事項の中にもう含まれているので、不要という理解でよろしいですか。

(市邊学校経営支援課長)

はい。その園の送り迎えについては保護者に責任があるということを確認ができていますということで別途、はい。

(長田教育長)

ほかよろしいでしょうか。何か。

(今井委員)

すみません。この件はこれでいいんですけども、保護者負担の軽減を図るために、こういうことをしたりとか、本当に幼稚園も学校も、同じようなことを何回も書かされる書類ってすごく多くて、もう少しうまく何かセットしてくれないかなって、何度も思った経験があるので、また今後、全体的な見直しのときに、ちょっとそういう視点も改めて、また皆様に持っていただけたら、保護者の皆様や現場の負担軽減にもつながっていくと思いますので、よろしくをお願いします。

(長田教育長)

あれですよ。その保護者の方が学校に提出する書類、特に年度初めに非常に多いということで、学校間と保護者との間での文書のやり取りということについても今回、俎上に上げて一つ一つこれは必要なのかどうなのかということは今議論を検討してもらっていま

すよね。

(市邊学校経営支援課長)

はい。その中でも、これは規則で定められておきまして、さらに対外的な影響もありますので、規則改正の範囲、パブリックコメントが要るということでちょっと特出しにはなってるものになろうかと思います。

(長田教育長)

これはね。ですから、それ以外の文書についても、一度精査をしてもらって、また報告をしてもらいたいと。

(市邊学校支援課長)

はい。各所管課にその指示は監理室ですとか学校教育課から下りておりますので、見直しを進めております。

(長田教育長)

それを整理して一括して把握をしてもらって、この場で報告をまたしてもらいたいと思います。

教第23号議案につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第24号議案 神戸市大学奨学金基金条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施について

(長田教育長)

では続きまして、教第24号議案です。神戸市大学奨学金基金条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施についてです。

(市邊学校経営支援課長)

こちらにつきましても、2ページ目に概要を載せさせていただいております。神戸市大学奨学金制度の手续におきまして学校の事務負担軽減の観点から申請時の願書及び支給後に毎年提出を求めております在学状況報告書について押印を廃止した様式に変更したいと

考えているものでございます。それに伴いまして、神戸市大学奨学金基金条例施行規則の一部を改正する必要がありますので、事前の意見公募をしようとするものになります。

(長田教育長)

これはあくまで押印の廃止ということで、書類そのものは残すということ。

(市邊学校経営支援課長)

はい。学校経由で出していただく書類の中の押印欄を廃止するものでございます。

(長田教育長)

特に御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(梶木委員)

3の様式第1号の公印、推薦文記載者の印は要らないけど、推薦文は要るということですね。これ。

(市邊学校経営支援課長)

はい。学校から審査するに当たりまして、在籍の高校の校長の印鑑と今は推薦者の先生の印鑑を求めている推薦書を、はい。

(長田教育長)

印鑑だけをやめて、推薦書は残す。

(市邊学校経営支援課長)

推薦書は、はい。

(梶木委員)

その書類自体は要るんですか。その場合は要らない。

(市邊学校経営支援課長)

お名前だけ書いて、書面だけは、御署名は残すということで。

(梶木委員)

その印鑑を取るということですね。

(市邊学校経営支援課長)

はい。今回は印鑑を、はい。

(梶木委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(長田教育長)

それでは、特にないようですので、教第24号議案承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

教第25号議案 神戸市教育委員会会議規則及び神戸市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則について

(長田教育長)

続きまして、教第25号議案です。神戸市教育委員会会議規則及び神戸市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則についてです。では、説明をお願いします。

(周尾総務課長)

改定内容につきましては、まず教育委員会会議の会議録、それから、規則の制定時に交付の手続の中で教育長の署名を必要とするというような内容につきまして、これはもう教育長名を記入するというふうに改正するものでございます。改正理由は、市長が制定する規則につきまして、先日、市会のほうで条例改正を踏まえまして、署名から記名に改めるということがありまして、それに合わせた形で教育委員会会議規則の改正を踏まえて記入というふうにするものでございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見がございますか。よろしいですか。

それでは、教第25号議案承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

協議事項 6 今後の中学校給食について

(長田教育長)

続いて、協議事項 6 になります。今後の中学校給食についてです。今から説明を事務局からしてもらいますが、今後の方針に係る内容につきましては、教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、会議を公開することにより教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われますので、今後の方針ということについては、後ほど非公開の場で協議したいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、今後の方針以外の部分で説明をお願いします。

(浜西健康教育課長)

それでは、令和 3 年度の第 4 回学校給食委員会を 7 月 7 日に開催をいたしましたので、その開催概要について報告をさせていただきます。資料の中に、資料 1 は委員の御意見ですので、後ほど御説明させていただきます。別紙の 2 のところから当日の資料でございます。これまで各実施方式について事務局のほうで調査を行ってきた結果をまとめて掲載しておりまして、今回、資料の 2 ページ目の下、5 番のところ給食センター方式についても追加調査を行うということで、現時点で候補となり得る用地については、候補用地で A、B、C と 3 か所。ただし、詳細な調査が必要だということで提示をさせていただいております。

また、その次、3 ページのところ全員喫食性における最適な実施方式の検討ということで、下のほうに (2) 組み合わせによるイメージ (案) というものがございますのが、もう少し図示をして今までの意見をまとめて少し見えるような形で、こんな形でしょうかということでイメージを掲示させていただいたと、そういった内容になってございます。

別紙の 3 については、給食時間・給食内容について神戸市の現状、それから、他都市の状況を御紹介、そして、御意見をいただいたという内容でございます。

別紙の 1 に戻っていただきまして、当日の主な意見でございますが、実施方式については、これまでの経緯を踏まえて、やはりコストであるとか導入のしやすさ、そういったメ

リットのある民間デリバリー方式と給食センター方式、この2つを柱として実施をしていくのが最も現実的であるという御意見。また、この組み合わせについては、今後の人口減少の推計、これも踏まえて考えるべきであるといった点。一方で親子調理方式ですとか自校調理方式については、何校でできるからやるんだというわけではなくて、例えば、給食センターの配送距離の関係から、この辺りでやるべきじゃないかと、そういった全体の整合性を考えて、必要なところでやっていくような考え方にすべきじゃないか。また、自校調理方式については、やはり経費が高いということ。また、学校生活への影響を考えると、これは基本的には除外をして考えるべきではないかと、こういった御意見をいただいております。

また、移行時期についてはできるだけ全市で統一することが望ましいですけれども、もし学校によって差が生じるのであれば、丁寧に保護者に説明をしていく必要がある。

給食時間につきましても、現在は20分という給食時間では短いという御意見をいただいております。工夫が必要ですが、始業時間を早めたり部活の時間を工夫するなど、現在よりも長く確保するほうがよいのではないかと、こういった御意見をいただいております。

最後に給食センターを整備するのであれば、他都市で行われているように、例えば、こども食堂、学童保育との連携など、そういった福祉的な活用を含めて検討してはどうかと、こういう意見を委員会からいただいております。

次回につきましては、これまでの議論、委員の意見をまとめる段階に入っていきたいというふうに考えております。

報告は以上です。

(長田教育長)

では、この件について御意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(山下委員)

これは分かる範囲で結構なんですけど、別紙1の委員の給食委員会の委員の御意見の中で最後のところに、こども食堂や学童保育との連携など福祉的な活用も含めて検討してはどうかということだったんですが、こちらについては、また地域での前例等について御紹介はあったのでしょうか。

(北原中学校給食係長)

回答させていただきます。本日添付はしていませんが、参考資料として他都市の給食センターの事例を紹介させていただきます。その中には、例えばこども食堂については臨時休業があった際の余剰食材も無償で提供していくという自治体、あるいは、学童

保育であれば、給食センターとかで夏休み等を使いまして給食を調理をして配送すると、そういった連携をしている事例がございました。それにかかわらず福祉的な利用、明石であれば高齢者福祉活用、そういった活用がありましたので御紹介をさせていただいております。

以上です。

(山下委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかにご覧いませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の方針はまた後ほど議論をさせていただきたいと思っております。

協議事項 1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続いて、協議事項 1 です。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。それでは、説明をお願いします。

(浜西健康教育課長)

まず学校園における感染状況、感染確認状況を御報告いたします。令和 3 年 7 月 15 日現在ですけれども、7 月で総計 15 名感染者 15 名という報告を受けております。6 月の 1 か月で 14 名でした。半月で 15 名ということで感染としては増えてきております。ペースとしても増えてきておまして、市立の中学校でクラスターが発生をしたというものであります。明日で終業式ということになりますけれども、中学校でも部活動もございますので、感染防止対策、また、暑いですので熱中症対策と両立できるように、引き続き徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

(周尾総務課長)

次の資料でございますが、少し前に兵庫県区域を含めて、まん延防止等重点措置が解消されたことに伴いまして、学校園の対応につきまして定めてございます。これまでとの主な変更点でございますが、次の下の、そのページの下为学校活動、(1) 学習活動の①歌唱・合唱でございます。これまでは児童生徒同士が近距離で声を出したり接触したりする活動を行わないなどの感染防止対策を徹底するというものでしたけれども、歌唱・合唱、それから、次のページの調理実習につきましても、一定の感染対策なりを取りながら実施を緩和してございます。

その次の②番、体育でございますが、こちらも児童生徒の密集する運動や近距離での接触する運動は実施しないということにございましたが、できる限り実施するなどの要件を定めつつ実施できるというふうにしてございます。

それから、その次の学校行事等でございますが、こちらのほうこれまでは泊を伴う、修学旅行等の泊を伴う行事については実施不可としてございましたけども、感染防止対策を徹底した上で可能とするということにございます。

その次の部活動につきましても、対外試合、それから、宿泊を伴う活動、それについては制限をかけてございました合宿等については原則実施しないというふうにしてございましたけども、一定の要件を踏むと実施可能としてございます。

主な変更点については以上になります。説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この協議事項1につきましても、先ほどの中学校給食と同様、今後の方針に係る内容につきましては、後ほど非公開の場で協議をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、その今後の方針以外の部分で御質問、御意見があればお願いをしたいと思います。どうぞ。

(山下委員)

大変な状況の中、また御検討をいただいて本当にありがとうございます。7月12日以降の市立学校園の対応についての中で、部活動に関してのその宿泊を伴う活動について効果を検討した上で実施ということですけども、この効果検討及び感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定するといった場合の検討については、各校で慎重に検討をお願いするという理解でよろしかったですか。特にこちらでここできているという判断をしない、事務局では判断をせずに、学校でそれぞれ御判断いただくということでもよろしかったですか。

(河野児童生徒担当部長)

原則としては、まずは学校でよく必要性、それを検討していただいた上ということになりますけれども、実際こういった合宿というか宿泊を伴う場合は、全て児童生徒課のほうに申請書を上げていただいた上で内容を十分確認し、こちらのほうで疑問に思ったところをさらに確認をさせていただくようにはさせていただいております。

(山下委員)

はい、ありがとうございます。慎重に御対応いただけるようで安心いたしました。

(長田教育長)
今井委員。

(今井委員)

オンライン授業、個別面談とかっていうのが、今はもう感染が一時的に人数が減っていると思うんですけど、一定数はいるので、クラスターが発生した学校では、このオンラインでの対応というのは、どの程度進んでいるのか、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

(松本教科指導担当部長兼総合教育センター長)

学校園については随分と活用は進んでいる現状でございます。今実際に休んでおられる方も若干名ですが、対応はしているところでございます。40校で99人ほどの対応がありますけれども、あくまでも期間の関係がありまして、1日だけだったら保護者の方も希望されないということで、対応はある程度希望を持たれている方についてです。ただオンライン以外での普段のプリントであったり、電話連絡等の対応は常にやっておりますので、保護者と家庭に寄り添って対応してきているという状況でございます。

(長田教育長)

ほかにございますか。よろしいでしょうか。また、この件についても、今後の方針等については、後ほど議論をしたいと思っております。

そのほか、ほかの項目でも結構ですが、何か御意見はございますか。

特にないようでしたら次に移りますが、また後日でも結構ですので、何かありましたら事務局まで連絡をお願いしたいと思います。

それでは、ここで本日の公開案件は終了いたします。

誠に恐れいたしますが、傍聴者の方々は、御退席をお願いいたします。

閉会 午後2時22分